

Title	初期作品にみるトマス・モアの社会思想
Sub Title	Sir Thomas More's social thought appeared in his earlier English works
Author	渡辺, 和一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.6 (1960. 6) ,p.521(23)- 534(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19600601-0023
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600601-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

…大型鮪専業船に移乗させることは年輪的労働条件から推して…直ちに失業に追いやる結果となり他船を含めた全乗組員に対する心理的動揺は極めて重大なるものがあります。」(一九六〇年一月「K丸新造借入申入書」静岡県O漁協資料)

(注3) 二〇〇屯以上層と一〇〇〜二〇〇屯層を対比するとき、従事者一人当り漁獲量の差は小であるが、漁獲金額の差は著しい。その差は漁獲物の保管設備の相違が一因をなしている。漁獲物の

価値維持の為に、冷凍・冷蔵設備を設置するには、漁船規模が大でなければならぬ。

(注4) 「本船建造についての最終的な追加漁業権一〇〇屯は本年一月五、〇〇〇千円見当にて予め契約はなしたのでありますが、漁業権の値上りは驚くべき急騰を来し、遂に…一五、〇〇〇千円に依り購入する結果となり是に依り一〇、〇〇〇千円の資金計画の蹉跌を生ずるに至りました。」(前出資料)

初期作品にみるトマス・モアの社会思想

渡辺 和 一 郎

- 一 モアとイギリス・ルネサンス
- 二 ピコ・デラ・ミランダラ伝
- 三 リチャード三世の歴史

一 モアとイギリス・ルネサンス

トマス・モア(Thomas More 1478-1535)の生涯にとって「ユトピア」(Utopia)の出版された一五二六年は一つの転機⁽¹⁾になっているといえよう。必ずしもモア自身は、それを境に変貌している訳ではないが、翌一五二七年マルティン・ルター(Martin Luther)の免罪符(Indulgence)を非難する九十五カ条がヴィッテンベルクの教会の扉にかかげられ、漸くヨーロッパは宗教改革の時代に入っていく。それを反映してモアの作品も、以後多くは宗教論争の形をとるに至る。この頃の宗教論争は、同時に政治論の含みをもっていた。このような後半生の宗教改革期に対して、「ピコ・デラ・ミランダラ伝」、「リチャード三世の歴史」を経て「ユトピア」を書く

初期作品にみるトマス・モアの社会思想

に至る前半生は、ルネサンス期と呼ぶにふさわしいと言えよう。

従来、モアの研究の殆んどが「ユトピア」以後に焦点を置き、この作品に先立つルネサンス期のモアは等閑に附されがちであった。このためモアの精神史をたどることが困難となり、「ユトピア」や宗教改革期のモアを、ある一面からのみ眺める嫌いが少なくはなかった。彼をもって近代社会主義の先駆者となしたり、或いはカトリックの聖人にまつりあげたりするように、その解釈がさまざまに変化するのも、これらの見解がモアの精神史の全貌をかえりみないで、恣意的な視点からの考察にとどまることによるものと考えられる。それ故、モアの精神形成の全過程を跡づけることによって、彼の正しい理解に到達しようとするものであるが、ここでは、今迄比較的看過⁽²⁾されがちであったルネサンス期のモアを対象としてとりあげ、主としてこの時代の作品を通して初期のトマス・モアの思想を明らかにしたい。

モアの作品は英文とラテン文の両方にわたっている。当時のヒュ

イマニスト達にとって母国語を用いるか否かは、単なる気紛れによるものではなく、それぞれに相応な理由があったものと思われる。モアを知る有力な資料でもある彼の書簡集に例をとれば、ヒューマニストの友人達への手紙はラテン文で認められ、家族や女性に宛てたものが英文で書かれており、政治活動に入って以後政治家への通信が英文でなされているという具合である。それ故、今ここで取りあげるモアの作品が、英文著作集を主にする時、自らモアの一面が見落されることを認めなければならぬ。その点を注意しながら、ルネサンス期に該当するモアの英文作品である、短詩四篇、ピコ伝の翻訳、リチャード三世の歴史を通して、やがてユトーピアに開花するモアの思想発展史をたどることによって、モア理解への糸口としたい。

ところで、一四九九年初めてイギリスを訪れた北方ヒューマニズムの王、エラスムス (Desiderius Erasmus 1465~1536) は、友人ロバート・フィッシャー (Robert Fisher) への手紙の中で、目のあたりにみたイギリス・ルネサンスの模様を伝えているのであるが、そこにはモアの姿も描かれている。⁽⁶⁾コレット (Colet) の話すのをきくと、プラトン自身が話しているのをきくように思われる。グロシーン (Groshen) はといえば、あの完璧な学識に驚かぬものがあるだろうか。リナカー (Linacre) の判断は犀利で深遠で精妙で、それにはまざるものはあるまい。自然はかつて、モアの心よりも優しく、快よく仕合わせなものを作ったことはないであろう。私はこ

れ以上名前をあげるに及ばない。この国の古典研究の収穫は、なんと広く豊かなことか。素晴らしいものだ。」といっている。しかし、エラスムスもまたイギリス・ルネサンスにとっては忘れられることのできない人物である。このコスモポリタンなオランダ生まれのヒューマニスト、エラスムスを彼自身の手紙の中の顔ぶれに加えるなら、イギリス・ルネサンスの素描が完成するといっても差支えないであろう。トマス・モアの背景をなすこの様なイギリス・ルネサンスを理解するためには、ルネサンス運動の故郷イタリアの事情を明らかにし、そのイギリス・ルネサンスとの接触⁽⁷⁾をかえりみておく必要がある。

ルネサンス (Renaissance) の本来の意味が「再生」であることは言うまでもないが、イタリアのルネサンスは十四世紀すでにペトルカ、ボッカチョを先駆者として、古代ギリシャ・ローマの古典を復活しようと試みている。しかしそれは一般の風潮として広く根をおろすには至らなかった。漸くギリシャ語の研究が盛んになるのは十四世紀も終り、マヌエル・クリソローラス (Manuel Chrysoloras 1350~1415) がビサンチンより渡来し、一方十五世紀の初めアンコナーのチリアコ (Ghiaccio Ancona 1391~1455) が古写本の蒐集を超人的な努力によって進めたその影響などに始まる。さらにこの傾向を決定的にするのは、一四五三年コンスタンチノープルの陥落により、多くのギリシャ学者が難を避けてイタリアにいき、各地の大学その他でギリシャ語を教授したことである。十五世紀後半ギリシャ語研究が飛躍的に進歩したのは事実であるが、しかし誇大に評価

するべきではない。ポリツィアーノ (Angelo Poliziano 1454~94) やピコ・デラ・ミランドラ (Pico della Mirandola 1463~94) 下さえもギリシャ語をラテン文の註釈とつきあわせながら読まねばならなかった。又、ウルバノ・ボルツァーニオ (Urbano Bolzanio) のラテン文のギリシャ語文法が著わされたのが、一四九七年、ジョヴァンニ・クレストン (Giovanni Creston) の希羅辞典が公けにされたのが、一四八七年であった。このことはギリシャ学が言語学的文献学的な研究の域をぬけるのに容易でなかったことを物語るが、ともあれ一四八四年にはマルシリオ・フィチーノ (Marsilio Ficino 1433~1499) によってプラトンの翻訳がなしとげられるまでになっている。この間、ギリシャ語の研究は最初の言語学的文献学的なものにとどまるものから、次第にその背後にあるギリシャ思想の研究へと成長していくのである。フィチーノやピコのごときは、イタリア・ルネサンスが古典の文献的研究から思想的探究への転化を、身をもって示しているものと言えよう。彼等は中世以来の伝統的なキリスト教の信仰をふまえながら、それを新しいギリシャ思想と調和させようとして新プラトン神学を唱えたが、彼等の努力は必ずしも具体的な成果を生みださなかった。それにも拘らずあらゆる思想の背後に、唯一の普遍的な真理を認めようとした態度や、その上に立つ新しい自由な人間観は近代思想史に貢献をなすものであった。

イタリア・ルネサンスをかえりみる場合、その地方⁽⁸⁾によって古典

初期作品にみるトマス・モアの社会思想

的古代の再生ぶりにかなりの相違があることも見落してはなるまい。例えば、ローマは自己のはなやかな過去への追慕から、古代ローマの遺跡の調査発掘という形をとり、フィレンツェはそのプラトン・アカデミーから推察されるように、古代ギリシャへの渴仰礼讃の市となる。一方パドヴァやボローニャは中世以来のスコラ学派の伝統を受けついで、その上にアリストテレスの流れを展開する。又、ヴェネツィアは国際的商業都市にふさわしく、広くヨーロッパ各地からヒューマニストが訪れて足をとめることになり、自ら独特な色彩を帯びてくる。

イギリス・ルネサンスを考察する際、われわれはルネサンスの母国イタリアのこのような時期的地理的な変化に注意して、その如何なる時代、如何なる地方との交渉がイギリスのヒューマニストにあったかを明らかにすべく心がけるべきであろう。当時のイタリアはイギリスにとって地理的にも遠く、ルネサンス運動の模様はわずかに知られているにすぎず、漸くそれがイギリスの風土に根ざすのは一四八〇年代以降になってからである。それまでイギリスからイタリアを訪れるのは、ローマ法王庁に向く聖職者か政府の役人にすぎなかった。彼等はイタリア・ルネサンスに触れながらも、充分にその意義を理解するにいたらなかったが、また一方、多少ともルネサンスの息吹にふれたにしても、故国イギリスに帰ってみればそこには一向にルネサンスを受け入れる素地ができてはいなかった。彼等の古典への興味も立ち消えに終る傾きが強かった。しかし彼等

はイタリアから少なからぬヒューマニズム文献を故国にもち帰り、中には身につけてきたギリシャ語を若き子弟に教授するものもでてきた。ロバート・フレミング(Robert Fleming)、ウィリアム・グレイ(William Gray)、ジョン・ガンソーン(John Gunthorp)、ウィリアム・ティリイ(William Tilly of Seling)の名を数えることができよう。ともあれ彼等は最初にルネサンスの洗礼を受けた人々であり、その意味でイギリス・ルネサンス第一期の人々と呼んでも良いであろう。

次にこの人々によって幼少の中からギリシャ語を教えられ、まがりなりに身につけた人々の一群が育ってくる。ヒューマニズムの文献もすでに或る程度、これら新人の渴きをいやすに足るものが準備されていた。この一群とは、リナカー(Thomas Linacre)、グロウソン(William Grocyus)、コラント(John Cole)等である。幼少にしてギリシャ語を学んだこれらの人々は、一四八〇年代から九〇年代にかけて、相次いでイタリアへ遊学することになる。あたかもその頃、イタリアのルネサンスは古典の言語学的文献学的研究が成熟し、フィチーノやピコの出現によってギリシャ思想への沈潜が始まっていた。この裏には久しく都市の自由を主張してきたイタリアの諸都市が、たとえばメディチ家の専制によってフィレンツェの自由が脅かされた如く、次第に独立と自由に暗い影がさしてきたことを反映して、思想の内部の自由という消極的な態度に陥ってきたことを示すかも知れない。ともあれイタリアのヒューマニスト達

は、ギリシャの言葉よりも思想の内容に関心を深めていくにつれ、伝統的なキリスト教思想とそれを如何に調和すべきかという問題に立ち至っていた。イギリスの留学生達がイタリアで目撃したのは、正にルネサンスのかかる局面であり、そのことがイギリス・ルネサンスに影響を与えることになる。彼等が帰国してオックスフォードの講堂に立つのは一四九〇年代であり、その独自の新しい学風は「新学」(New Learning)の名で、たちまち若い世代の心を捉えてしまう。ここにイギリス・ルネサンスの静かな嵐はまきおこるといえよう。彼等の講じたのはギリシャ思想にとどまらず、ギリシャ語を武器として聖書の研究を大胆に押し進める。イギリス・ルネサンスの宗教的性格が、かくして色濃く現れるのであるが、それにはイタリア・ルネサンスの当時の形勢とともに、彼等イギリスのヒューマニストが僧侶階層として早くからギリシャ語の教育に接することができたというイギリスの教育事情にも負っていると言えよう。このような僧侶の出身としてギリシャ語を身につけ、やがてイタリアに遊んでルネサンスの聖火をイギリスに持ち帰った人々をイギリス・ヒューマニスト第二期の人と考えることができる。

トマス・モアがオックスフォードに入学するのは、一四九二年、丁度オックスフォードはルネサンスの渦中にある。モアは早くもこの新しい学問に心を奪われたとみえる。彼の父ジョン・モア(John More)は息子の古典への情熱を嫌って、法律研究のためロンドンへ呼びもどし、リンカンズ・イン(Lincoln's Inn)附属の法学

院(=Inn of Chancery)であるニュー・イン(New Inn)に入れた。これは一四九四年のことである。それにも拘らずモアのヒューマニズムへの情熱は、冷めることなく燃え続けるのであるが、しかし最初はモアの不本意にせよ、ここで法律を学ぶことになったのは、彼の将来に大きな意義をもつことを、やがてわれわれは見出すであろう。法律を習いながらもモアがヒューマニストとして成長していったことは、一四九九年イギリスを訪れたエラスムスが、他のヒューマニストの先輩に交えてモアの名を挙げている前述の書簡によっても充分に察することができる。この時グロウソン、リナカー、コレットのイタリア帰りのヒューマニストに並ぶことができるまでに、トマス・モアがヒューマニストの風格をそなえていたことは何を意味するであろうか。われわれはモアにおいてもはやイタリア留学を敢えてしなくとも、イギリス国内でイギリス独自のヒューマニストが成長してきた事を認める。しかも彼は先輩ヒューマニストとは異なり、僧侶出身ではなくロンドン市民を背景に育ってきたものであり、ここにヒューマニストの新しいタイプをみる事ができよう。かくしてモアをイギリス・ヒューマニズム第三期の人と理解するも差支えないであろう。モアは一五〇四年の暮には、ピコ・デラ・ミランドラ伝を翻訳するのであるが、その動機のかなにはこのようなヒューマニストとしてのモアの悩みがひそんでいたように思われる。

一 ピコ・デラ・ミランドラ伝

トマス・モアが「ピコ・デラ・ミランドラ伝」を訳出したのは、ピコがイタリア・ルネサンス唯一の思想家といわれるだけに、興味深いものがある。モア訳「ピコ伝」(The life of John Pius Earl of Mirandula)は、翻訳とはいうものの単なる翻訳にとどまるものではない。その内容は四つの部分に分れる。第一部がいわゆるピコ伝であり、これはピコの甥ジョヴァンニ・フランチェスコ・ピコ(Giovanni Francesco Pico, 1469~1533)が、ピコの死後一四九六年ボローニャで刊行されたピコ⁽¹⁰⁾の作品集への解説として書いたものが原典となっている。モアの翻訳はボローニャ版か又は一四九八年のヴェネツィア版によったとみられる。第二部はピコ⁽¹¹⁾の書簡三通をモアが選び翻訳し、それに解説をほどこしたものであり、第三部はピコが旧約聖書の詩篇に註解を試みたものの訳出である。第四部はピコが座右銘とした十二の言葉を主題に、モアが自作した詩篇となっている。したがって全篇の構成は、モア自身の意図になるものといえべく、思いつきの翻訳として軽く見過すべきではない。恐らくは前述のピコ作品集をモアが愛読した成果として、自由にその中から抜萃し編纂した上で翻訳し註釈を加えることにもなったのである。このピコ伝の序文として、モアは友人の妹である修道尼ジョイス・リー(Joyence Leigh)に手紙を寄せて翻訳の動機を語り、ピコ⁽¹²⁾の生涯の中に豊かな精神生活の手本をみいだすことができるとい

い、新年の贈物としてこの翻訳をこの修道尼におくろうと述べている。モアは心の糧としてピコ伝を読み、修道のよすがにもと *Joseph de Leiga* のために英訳したのであるが、ピコ伝の内容は一女性の理解力に相応するように、原著を適宜に省略したり、又いくらかは筆を補っている。ピコがローマで哲学のあらゆる分野から選んだ九百のテーゼをかかげて、世界の学者に公開の討論を挑んだ件や、年少の頃、東方の諸学にまで研究心を燃やしたその学問の内容については、深くは立ち入って論じようとしな。そのためピコ晩年の宗教性が大きくとりあげられているのに反し、ピコ独特なヒューマニズムの面が薄らいでいる傾きがなくもない。だがこの理由でモアが、晩年サヴォナローラの影響を受けたピコにのみ関心を持ったと考えるのは疑問である。

モアがピコの存在を知った経路は明らかにされていないけれども、モアの先輩であるリナカーやグロージンがイタリアに遊学しフィレンツェに滞在した頃は、すでにピコもこの学問の都でフィチーノやロレンツォをはじめ多くのヒューマニストの歓迎を受け知己を得て、フランス遍歴の途にのぼったあとであり、彼等イギリス留学生はピコの盛名を伝えきいた筈である。更にまた、ピコは例の公開討論のためフランスからローマへ意気高らかに帰ってくる。ローマ法王庁を驚かしたこの事件を、丁度イタリア滞在中の彼等が耳にしなかつたことはあり得まい。しかもピコと彼等との間には共通の友人の数が少なくないことも、このような推測を助けるであろう。一例

モアにピコ・デラ・ミランドラの晩年の信仰に生きる姿が、強く印象されたことは、そのピコ伝の著しい宗教的要素で明らかであるが、このようなピコをモアに紹介したのは、コレットであった。コレットの大陸遊学の足跡は明確にされてはいないが、彼のイタリア滞在は恐らくピコの死去した頃にあたっていたとみられる。又、彼の帰国はピコの著作集がボローニャで刊行された一四九六年であり、彼の著作にはピコの影響が少なくないと言われる。サヴォナローラの熱烈な倫理的宗教的実践の影響を受けたピコの思想を、コレット自身の火をふくような激しい宗教的性格と相まって、トマス・モアにまで伝えることになったのであろう。モアがピコ著作集の刊行を知ったのは、コレットを介してであったとみてよからう。しかもこの著作集の解説として加えられたピコの甥ジョヴァンニ・フランチェスコ・ピコによるピコ伝は、叔父の良き思想の後継者であるフランチェスコの手になった点ではすぐれた条件を備えた伝記ではあるが、彼もまた叔父ピコ同様その執筆当時にあつてはサヴォナローラの圧倒的な影響の許にあつた。そのため彼のピコ伝自体が宗教的色彩を濃く帯びたものとなったことは争えまい。

モアの「ピコ伝」がすぐれて宗教的な性格と倫理的実践への意欲を示していることは疑問の余地のないところであり、それはピコ自身の晩年の思想によるものであるが、しかしそのようなピコの晩年を慕わしいものに思わせたのは、若年の日のピコの光輝にみちたヒューマニストとしての姿をモアが知っていたからではなからうか。

初期作品にみるトマス・モアの社会思想

をあげれば、グロージンやリナカーはヴェネツィアを訪れて、当地の印刷家アルドゥス・マヌティウス (*Aldus Manutius Romanus* 1450~1515) に協力してアリストテレスの版行をすすめるのであるが、このアルドゥスはピコ・デラ・ミランドラとは並々ならぬ関係で、フェララ (*Ferrara*) での学友であつたばかりでなく、ピコの郷里ミランドラではピコの許に二年間滞在しお互いに古典研究を励みあつた間柄である。アルドゥスがヴェネツィアに印刷業を創めるのは一四八九年であるから、リナカー、グロージンが彼に会って協力するのは、創業間もなくである。この国際的なヒューマニストの交流の折、アルドゥスの口から親友ピコの存在がイギリス留学生に紹介されたとみるが、むしろ自然ではなからうか。そのことがあり得るならば、リナカーやグロージンが帰国してオックスフォードに「新学」の気風がみなぎつた時、学生トマス・モアはイタリア・ルネサンスの鬼才ピコ・デラ・ミランドラの輝かしい存在を耳にしたことであろう。しかもそのピコは「人間の尊厳についての演説」 (*Oratio, de Dignitate hominis* 1486) にみられる覇気にみちたヒューマニストの姿であり、後年の枯淡閑雅の聖者の趣きではあるまい。モア訳のピコ伝から早急に判断して、モア自身承知していたと思われるピコの若年を見落すべきではないであろう。このことは、ピコの書簡に附したモアの解説が「人間の尊厳について」の中で主張されている人間の意志の自由と符合していることによつても推察することができよう。

ヒューマニストとして輝かしい業績を残しながら、信仰の道を求め歩いてゆくピコは、聖職に身を置くことなく俗人としての生命を全うした。その生涯が、精神的な危機に立つモアにとつて偉大なる道しるべとなつた。

このようにして知つたピコの生涯が、いかなる意味でモアの導きとなつたのか。すでに調べたようにモアの序文は、それが心の糧となると語っており、又、ステープルトン (*Stapleton*) はモアが聖俗いづれの道をとるかに迷っている時の解決をそこにみたと述べているが、しかしその事の意味を、今少し立ち入つて考えてみる必要がある。オックスフォードでリナカー、グロージン、コレットによりヒューマニズムの洗礼を受けたモアは父の意向にしたがいロンドンで法律を学ぶことになるが、古典への情熱を断つことができなかつた。コモン・ロー (*Common Law*) を法学院で研究しながらも、一五〇一年以来カルト派の修道院に誓いは立てぬままに通つて、粗衣をまとい睡眠を減らし修道僧なみの苦行を重ねる。聖俗二つの道の選択に悩むモアの姿がここにかがえる訳であるが、具体的には僧侶となるか法律家として立つかの問題であつた。だがモアにとつて僧侶の道を選ぶことは、必ずしもヒューマニズムへの愛着を捨てざることを意味しなかつた。むしろイギリス・ヒューマニズムは教会関係者の中からイタリアを訪れ、ルネサンスの動きに触れたものによつて育まれてきたのであり、キリスト教を度外視してモア以前のヒューマニズムをイギリスで考えることは困難であつた。更に

このような精神的風土に育ったイギリス人留学生が、イタリアで知ったルネサンスはフィチーノやピコにより、ギリシャ思想とキリスト教を調和させようと試みている著しく宗教的な時代であった。それを受け継いだイギリス・ヒューマニズムの古典の復興は、ギリシヤ・ローマの古典にとどまらず、ギリシヤ語による聖書の研究の意味も含まれていた。イタリア帰りのコレットがオックスフォードに講義して聴衆を魅了したのは、パウロ書簡についてであり、この講義に渡英中のエラスムスが啓発されて自己の使命に目覚めて、聖書研究のためにギリシヤ語の本格的な習得を思いたち、やがて彼の生涯の大業である聖書の註釈として実を結ぶことになる。かくしてイギリスのヒューマニズムはキリスト教と切り離し難い関係に立っていったと言えよう。モアの尊敬するヒューマニストの先輩達は、殆んどが僧侶の出身であり、ヒューマニズムは僧侶階層によって担われていたと考えられる。それ故モアにとって聖職への道はヒューマニズムへの道と別のものとは映らなかつたかも知れない。古典への情熱と、尊敬する先輩ヒューマニスト達にならおうとする念願とが、モアをして聖職への道を執拗に思わせる事になったものであろう。だがモアの先輩達は当り前なコースとして僧侶の道にすすんでいったのに反し、ロンドンの市民層育ちのモアにとって、聖職はそれほど馴染み深い道ではなかつた。ある意味では市民階級にとって、聖職はうらやむべき特権階層に属するものとして、魅力のある榮達の道ではあつたらうが、それにふみきるには矢張少なからぬ抵抗を覚えた。

たであらう。モアと先輩の間にはこのような断層がひそんでいたと思われる。

一方、不本意ながら始めたにせよ、法律の研究がモアを聖職に入つてゆくのをためらわせる。モアの学ぶ法律は、イギリス固有のコモモン・ローであつた。オックスフォードとケンブリッジの両大学では専らロー法や教会法を講じ、コモモン・ローを蛮民の法として無視してはいたけれども、漸くイギリス固有の慣習法が、国内各地方に共通する一般的な法律の体系へと發展し、コモモン・ロー裁判所の判決を通して遂に龐大な法体系を形作るにいたつた。それに連れてコモモン・ローの詳細に精通した法律家の必要が切実になり、ロンドンに四つの法学院 (Inns of Court) とそれに附属した法学院 (Inns of Chancery) が創設され、コモモン・ロー研究の学府となつた。コモモン・ローは法の領域で教会法の分野と対立し、一般市民生活を裏附けていた。次第に力強く抬頭してきつたあるロンドン市民層の中に育ち、身近かにその逞ましい發展を知るモアとしては、市民生活と密接な関係のあるコモモン・ローの世界にもまた容易に捨て難い魅力が感じられたであらう。

かくして、いわゆる聖俗いずれの道をとるかの岐路にたつモアの問題とは、ヒューマニズムを背景とする聖職への憧れと、新しい時代をになって成長してくる市民層の生活と結びついているコモモン・ローの法律家としての自覚との対決という形で現われたと考えられる。法律研究と修道生活との矛盾に苦しみながら、漸くモアの見出

した解決は、ピコ・デラ・ミランドラの俗界に生き、しかも信仰に生きるヒューマニストとしての雄々しい姿であつた。一五〇四年には修道院に別れを告げ、法律家の道で立つ志を固め、不浄な僧侶であるよりは汚れなき俗人として生きるため、翌五年には *Jane Cole* と結婚する。このような精神的な危機を克服する指針としてモアはピコの作品や伝記を読みそれを「ピコ伝」の翻訳に纏めることになつたのであろう。この危機を克服したモアは、コモモン・ローの法律家として生きると同時に、俗界にあつてピコの如く立派なヒューマニストとして生きようと志すのである。ここにイギリスのヒューマニズムは、市民層の中から新しい担い手をみいだしたということができるであらう。

三 リチャード三世の歴史

コモモン・ローの法律家として立つトマス・モアは、⁽²⁰⁾ロンドン毛織物商組合 (London Mercers' Company) の法律事務を担当するのをはじめ、ロンドン市民とりわけ商人層の法律問題を取扱う。生粋の市民育ちであつたモアが、一層深くその仕事を通して自己の属する階層の事情に明るくなり、愛着をもつようになる。ヒューマニストが古典の世界に情熱をいだくのは、そこに古代人の自由人間らしく生きた活動生活をみいだすからであり、それがもはや現実生活から浮き上つて硬化した中世のスコラ学派とは問題にならぬほど新鮮に感じられたからであつたが、ヒューマニストとしてのモアは、

今法律問題に立ち入っていくにつれて、単に古典の中にみる人間生活だけでなく、現実の社会の中に生き生きとした人間の活動生活を体験して、自己のヒューマニズムを現実に根ざすものに成長させていった。この多忙な実務のかたわら、一五二三年から一四年にかけて書かれた「リチャード三世の歴史」(The History of King Richard The Third) は、未完の作品に終つてはいるもののモアのそのような立場を、かなり明瞭にうかがわせるものがある。

「リチャード三世の歴史」は英文とラテン文との二種があり、それらは同時に平行して書かれたものと考えられているが、英国民向けと国際版としての外国人向けとの僅かな相違はあるにせよ、その内容に本質的な違いはないとされる。それはエドワード四世 (Edward IV 1461~1483) の死からリチャード三世 (1483~1485) の即位まで、極く短期間をおおうにすぎないので、しばしばエドワード五世 (Edward V 1483) の歴史だと言われるのも不思議ではない。モアの意図は、更にヘンリー七世 (Henry VII 1485~1509) の治世をも扱うものようであつたが以上で途切れている。モアの誕生が一四七八年であるから、リチャード三世史に扱われる事件はモア五歳余りの時の出来事、彼のもの心ついた頃のことであつた。即ちこの歴史はモアにとっては同時代史として書かれたものだった。一五一三~四年に執筆されたが、正式には死後一五五七年になって漸く出版されるのは、そのような性質による面もあつたであらう。中断したまま未完に終つたのも、モア自身の多忙もさることながら、自

由に同時代史の筆を続けることが困難な時勢になってきたことにもよろう。この英語でかかれた最初の英国民の歴史とも言われる「リチャード三世の歴史」の内容を概観しておく。

エドワード四世の死の知らせに、辺境の守りについていた幼い王子エドワードは、叔父リヴァースに連れられ急ぎロンドンへ引きあげてくる。出迎えをよそおったりリチャードは、リヴァースを欺いて捕え、王子つまり今やエドワード五世を自分の自由な支配のもとにおさめる。リチャードの謀叛をきくや王妃エリザベスは他の王子王女を連れて、ウェストミンスター寺院の聖域(Sanctuary)に逃れる。ここは治外法権でみだりにそれを犯してふみ込む訳にゆかない隠れ場である。王妃の示した不信に腹をたて、せめて王子だけでも奪いとりたいとリチャードは考えるが、サンクテュアリーの提はそれを許さない。そこで王国の中に王国の法律の手の届かない場所が認められて良いのか、という議論が起る。泥棒が他人の財産を奪って聖域に逃げこみ、その財産で一生を安穩に暮す、そんなことが許されてよいのかといった調子である。これは教会の中にイギリス固有の法であるコモン・ローが支配するのを拒絶する権利が存在することに對する不満である。王国の法律コモン・ローを支持するモアの立場を、ここに認めることができる。

リチャードは自分の篡奪計画を押し進める上で邪魔になる人物は、容赦なく片附ける。ヘースチング卿やスタンリィ卿もその犠牲になるのであるが、その大胆不敵な手口にもかかわらず、その

その場を取り繕って散会にする。散っていく市民大衆は、こんなことは自分達の知ったことではない、所詮王様達のお芝居だ、それも断頭台の上でやるお芝居だと辛辣な批判の言葉をはいている。リチャードは自分の即位の邪魔になる王子達を、無残に殺害してしまう。この様な惨事は一層市民の心をリチャードから引き離してしまうことになる。遂にはリチャードの腹心のバックingham公も、リチャードの残虐に却て身の危険を覚え、エリィの僧正と叛乱を目論むところで、この歴史は筆を断たれている。

以上、モアの「リチャード三世の歴史」のあら筋と問題とを述べてきたが、シェイクスピア(William Shakespeare)の「リチャード三世の悲劇」(The Tragedy of Richard III)はホール(Hall)やホリンシェッド(Holinshed)の編年史(Chronicle)を介して、その四幕四場までが殆んどモアの「リチャード三世」に資料を仰いだものと言われる。それ故この二者を比較することは、モアとシェイクスピアの特徴を際立たせるに役立つものと考えられよう。この比較で最もいちじるしく目立つのが、市民層のリチャードに対する反応のしめる比重の相違である。モアの「歴史」では、その過半の頁がリチャード一派の市民層を味方にひき入れるための願慮に費されているとみていい、それに反しシェイクスピアの描く市民は「大改革の起る前は、いつでも然うだ。神の賜わった本能で奴で、自然と近づいて来る危険を感附くんだね。ちやうど大あらしの前に、海の水が湧き立つようなものだ。だが、ま、万事、神さまにお任せ

初期作品にみるトマス・モアの社会思想

ような事件が一般市民の間にとのような反響を生みだすかについては、臆病なほど神経質である。用心深く手廻しをして、この度の謀叛の元兇はヘースチング等であると言いつらし、自分は已むを得ぬ正当防衛に立ったのだと市内の各所に布告をだす。しかし一般市民達は、その中に周到に準備された陰謀をかきつけて冷笑している。欺ききれはしないのである。リチャード一派の市民に対して小心に気をつかう態度と、それを冷かに見透している市民達の様子とが面白い対照になっている。更に、いよいよリチャードが即位する段階になり、市民の絶大な賛成を獲得しようとして苦肉の策をもてあそぶ。買取した市長や口達者な神学者達をかりだして、世論を好都合に導こうと苦心する。市役所の前に群がる市民大衆に向って、エドワード五世の王位は正当なものではなく、唯一の王位継承者こそリチャードであると呼びかける。エドワード四世の結婚が二重結婚であって無効であり、四世の出生は母の不義によるものである。従ってエドワード五世に王位継承の資格はない、と虚実を構わずあばきたて、市民をしてリチャードこそはわれらの王と叫ばせようと試みた。ところが、市民大衆はリチャード新王万歳を唱える気配も示さない。静かに暗黙の非難をもってリチャード一派にこたえるのみであった。手をかえ人をかえて、市民大衆を有利に動かそうとするものの、局面を好転させることもできないで、ますます無様な事態になっていく。あげくの果ては、市役所前の広場の後から、やとわれ民衆の一隊をくり入れて「リチャード三世万歳」を口々に叫ばせて

申しておくんだ。」とおすおすと首を振って傍観している民衆にすぎない。しかもその僅かな顔見せとして登場するだけで、劇の進行にいかなる役割をもつ存在ではないのである。ロンドン育ちのモアと田舎出のシェイクスピアの相違でもあろう。だがモアの場合、もっと積極的に、盛りあがってきつつある市民層の実力が、まざまざと目に映って無視することはできなかったためであり、更に自己の属する市民層の立場を確実に打ちたてたかと言いうこともできるであろう。

ロンドン市民トマス・モアを、サンクテュアリーに反対するコモン・ローの法律家としての立場が、もう少し明らかにしてくれる。イギリス法の伝統的な原理に「法の支配」(Rule of Law)又は「法の優位」(Supremacy of Law)と云うことが主張されるが、これは「法は王の上にある。」という思想に他ならない。その源流は中世イギリス法思想の母胎となったゲルマン法であり、それは自己の部族内の統治をするにあたって長老達が、永遠不変と信じられる慣習にしたがって判断を下すという不文律であったその法の支配は一人の王の權威をもって左右することのできないものとされていた。もう一つの源泉は、中世の封建契約が王といえども封土の領臣に對してその契約を守らなければならないとする思想であった。以上のような形で「法の支配」という原理の原形があったと考えられる。ところが大陸諸国では、ローマ法の継受によってゲルマン法や封建契約の伝統はうち破られてしまったけれども、イギリスに於いては、

コモン・ローという固有の形をとって堅実に発展を遂げることになつたので「法の支配」の伝統は断ち切られることなく発展する。このコモン・ローは、イギリス固有の法として、イギリスの国王にとつてもまた市民にとつても、それが王国内に治外法権を堅持する教会法の領域と対立するものであり、その意味で勃興してきた絶対主義王制の国王と対外的対内的に国民的統一を念願している新興の市民層にとつて、コモン・ローは共通に支持されるべきものであつた。「リチャード三世の歴史」に現われた状態は、この様に国王と市民の利害が一致して教会の特権に対立した形である。しかし、元来コモン・ローの支配は、王といえども法の前には従わなければならないことを意味する。ところが、いわゆる大権裁判所 (Præogative Court) の星室裁判所 (Court of Star Chamber) や衡平法裁判所の創設は、コモン・ローとは別個の法領域を拡大し、国王の大権を伸ばそうとするものであつた。これが市民層を背景とするコモン・ローと対抗すべきものであることは明らかである。ここにおいてモアの立場は、絶対主義王制を弁護するところに必ずしもないことが推察されよう。だがこの時代には、絶対主義王制も漸く確立期に入るばかりであり、国王も市民も自分の国内に法王を上にしたたくローマ・カトリック教会の国際的な王国が、ゆるぎなくおさまっていることを快しとしない点では同様であつた。国王と市民はお互いに利用しあいながら、国民的な近代国家を確立しようと念願する点で一致していた。「リチャード三世の歴史」でうかがえるトマス・

モアの立場は、正にそのような表現であつた。

「ピコ伝」「リチャード三世」とたどつてモアのヒューマニズムが古典の世界から現実の世界へ深化され違ましくなっていくのを調べてきた。ここで注意されるのは、「ピコ伝」といへどもモアの同時代者であつたものであり、また「リチャード三世」は前述したように明らかにモアの同時代史であつた。更に初期の四つの短詩も、詩的価値を問うよりはモア周辺の事情、出来事をしのばせるに役立つものであり、モアの歴史的感受へ通うものがあることである。一方コレットのすすめにしたがつて、法学研究の時代に聖ロレンス教会で、アウグスチヌスの「神の国」(de Civitate dei) をモアが講じ、ロンドンの多くの聴衆を集めたと伝えられるが、若いモアがそれ程の魅力を發揮した理由には、旧来の神学臭をぬけて、「神の国」をアウグスチヌスが書かなければならなかつた歴史的事情を語り、それを切りぬけるアウグスチヌスの人間的苦惱を明らかにし、その中に自らアウグスチヌスの歴史哲学をにじみださせたものであつたからであらう。「ピコ伝」と「リチャード三世」では、その性格の大きな違いから、一見モアの一貫した思想の流れをみいだすことが困難の感じはあるが、そこにはモアの同時代史への不断の関心と、ピコリチャードという正反対な表現をとつてはいるが、そこには一様に歴史を貫く独自の倫理感への信頼が横たわっている。「リチャード三世の歴史」が一五一四年に中断されたままに終つたのは、

青年君主ヘンリー八世 (Henry VIII 1509~1547) が次第に専制君

主の様相を帯び、そのまま続稿したのでは発表の可能性も見込めなくなつてきたからであらう。多忙の故の中絶と言われながら、翌一五一五年にはモアは「ユトープピア」の執筆にとりかかる。イギリス社会を直接批判した第一部だけでなく、ユトープピア島の状況を描いた第二部も仔細に調べれば、イギリスの現状に対する諷刺であり批判である。これは「リチャード三世の歴史」のような形では書けなくなつたため、フィクションに姿をかえたモアの同時代史であつた。ヒューマニスト、トマス・モアの史眼は、法律家としての経験を積むことにより、「リチャード三世」から「ユトープピア」へとその鋭さが加わつてくる。その現実分析の深化の根柢には「ユトープピア」の思想の源流であるプラトンの共和国やアウグスチヌスの神の国、そして原始キリスト教の理想が、脈々として流れている。ヒューマニストとしての理念と市民生活を代表する法律業務の実践とが、かへつて「ユトープピア」の中に結晶されたといえる。

- (1) The English Works of Sir Thomas More, Vol. I. ed. by W. E. Campbell. 6 Preface (1931) 頁、編者キャンベルはモアの英文作品を三期に分け、青年壮年期を第一期、宗教的論争の時代を第二期、晩年の獄中よりの書簡を第三期としてゐる。
- (2) Thomas More und seine Utopie mit einer historischen Einleitung. Karl Kautsky. (1887 初版, 1907 二版) が

初期作品にみるトマス・モアの社会思想

代表的。

- (3) 一九三五年モアはカトリックの聖列に加えられた。F. Stapleton, J. E. Bridgett をはじめカトリック者の研究が多い。新しくは Saint Thomas More, by E. E. Reynolds (1957) がある。
- (4) The Correspondence of Sir Thomas More, ed. by E. F. Rogers. (1947)
- (5) Eng. Works of T. More, op. cit., pp. 327~344. Early Poems.
- (6) The Epistles of Erasmus, ed. & tr. by F. M. Nichols. (1901) vol. I. p. 226, Ep. 110.
- (7) The New Cambridge Modern History I. The Renaissance (1957) Chap. III. Fifteenth-Century Civilisation & The Renaissance. by Hans Baron. pp. 55~6.
- (8) Ibid. Chapter V Learning & Education in Western Europe 1470 to 1520 by R. Weiss. 頁、このガマン「イタリヤのゴットホルク」(1947) (清水純一訳) は、モアとマンテンマンの対立矛盾といったルネサンスの古典的なとらえ方の強調には消極的である。
- (9) The Renaissance: Studies in art & Poetry; W. Pater (1873). Pico della Mirandola.
- (10) The Eng. Works of T. More Vol. I. op. cit., pp. 345

- ～396. 邦文圖書 p. 221 Notes on the Collations. by W. A. G. Doyle-Davidson 及び邦文の版本について John Rastell 版 Wynkyn de Worde 版 William Rastell (1557) 版の紹介がある。
- (11) Ibid, p. 18, Introduction, by A. W. Reed. 以下。
- (12) Ibid, p. 363. 朝 John Francis <二通> イタリヤの貴族 Andrew Cornueus 宛一通。前二者は朝の密告の助言であり、後者は学問を役立てて仕官することを勧められたらと答えたもので、御用学問となる危険を説いている。キムの「トーマス」第一巻の仕官反対の説が想起される。Ibid, pp. 374～380.
- (13) ツマンガタ聖書の詩篇第十五篇。
- (14) Ibid, pp. 381～396.
- (15) Ibid, pp. 347～8. 及び The Correspondence of T. More, op. cit., pp. 9～10. epist. 4.
- (16) Eng. Works of T. More. Vol. I. op. cit., p. 18, Introduction, by A. W. Reed. 以下。
- (17) Ibid, p. 363.
- (18) Oratio, de Dignitate hominis; Pico della Mirandola (1486) 「人間の尊厳について」(植田敏郎訳) pp. 7～8.
- (19) Eng. Works of T. More Vol. 1. op. cit., p. 18, Introduction, by A. W. Reed. 以下。
- (20) Citizen Thomas More and his Utopia; Russel Ames (1949) 及び ロンドン市民層のイデオロギイの問題点を積極的に示している。
- (21) Eng. Works of T. More Vol. I. op. cit., pp. 398～455.
- (22) Ibid, p. 42, The Textual Problems of the "History of Richard III" by W. A. G. Doyle-Davidson 及び p. 24, The Authorship of the "History of Richard III" by R. W. Chambers 参照。
- (23) Ibid, Textual Problems of the "History of Richard III" by W. A. G. Doyle-Davidson. 及び "Richard III, (The Works of Shakespeare) ed. by John Dover Wilson (1954), Introduction 以下。
- (24) Ibid, J. D. Wilson による Introduction 及び両者の比較を説き、キムの市民層への強調を指摘している。R. Ames の見解と同様な方向であるとみられる。
- (25) The Works of Shakespeare, Globe edition (1953) p. 603. The Tragedy of King Richard III, Act II. Scene III. (邦内道遙訳「リチャード三世」p. 117)
- (26) 英米法における「法の支配」伊藤正己著 A Concise History of the Common Law, T. F. T. Pucknett. (イギリス法制史・総説篇上 伊藤正己監修訳) トーマス・モア 沢田昭夫著 (1959) には「法の人」トーマス・キム」が丹念に跡づけられている。 (一九六〇・四・六)

資料

ウィリアム・ゴドウィン研究文献(三)

白井厚

前二回において、F・E・L・ブリーストリとD・フレイシャーのゴドウィン研究を紹介したが、そこで問題となることは、極めて複雑なゴドウィンの思想を、どのような視角から、いかなるものとして、理解するかということである。

ブリーストリは、ゴドウィンの思想の最初的前提を形而上学と心理学に求め、そこから道徳哲学→政治哲学→経済思想という展開を通じて、それがフランス唯物論者の機械論的、快楽主義的道德相対主義、功利主義よりは、真理の独立性と価値の絶対性を説くプラトンの合理主義を真の基礎としていることを示そうとした。そこでドルバック、エルヴェシウス、ハートリ、ベッカリアに対して、プライス、カドワース、クラーク、エドワーズ、フォースセット、シャフツベリー、ハチソン、ヒューム、ミルトンなどの影響が重要視され、ゴドウィンが功利主義と対立していることが強調される。ブリーストリは "Platonism in Political Justice" (Modern Language Quarterly, 4, 1948) という論文もあって、ゴドウィンに

おけるプラトン主義の指摘は、彼の中心課題といえよう。ゴドウィンの思想は、エルヴェシウスとベンサム系の利己的な快楽説とは明らかに異なっているので、その相違を考えることは重要であるし、相対的な功利主義と絶対的な合理主義、フランス系の唯物論とイギリスの非国教神学系の伝統という思想の二重構造を通じて、後者の優位を説く見方はまことに興味深い。実際彼の体系は、ベンサムにおけるような単純な快楽算術に終るのではなく、Individuality, sincerity などの価値を含んでいて、快楽はむしろこれらの追求における副産物となっていて、ところにその特異性があるのである。

しかしながら、ゴドウィンもまた自然法から功利主義へという十八世紀の共通の思想の進展の中で、特に親しくドルバックやエルヴェシウスの功利主義を学び、これをイギリスに導入する上に大きな役割を果たしているのだから、彼の思想を功利主義に対立するものと云い切るには異論があろう。D・H・モンロウは、これは或る